

代金の二重払いが生じることを避けるための代替印刷物の無料提供について

2024 年 1 月 3 日

EditNet プリンテック

すでにスズトウシャドウ印刷様（以下「被災印刷所」といいます。）に印刷物を注文し、代金を支払われた（または、支払うことが確実である）お客さまが、印刷所の被災により印刷物の納品を受けられなくなった場合、お客さまが二重払いの負担なしでイベントに本を出していただくため、当社は対応が可能な範囲で、以下の取扱いを行います。

(1) すでに代金の支払いを済まされている場合（先払いの場合）

以下の条件で、当社が提供可能な範囲において、代替印刷物を無料で提供します。

- ・ 2024 年 1 月 1 日までに被災印刷所への注文と代金の支払いが済んでいること（クレジットカード等での支払いは、決済が完了していれば支払済みとみなします）。
- ・ 法律または被災印刷所との契約によれば可能な場合であっても、お客さまは被災印刷所(側)に納品の遅延や不能を理由とした代金の返還や減額等を請求しないこと。
- ・ お客さまは被災印刷所に対して、災害に起因する納品の遅延や不能などの苦情を一切申し立てないこと。
- ・ 上記の条件の担保のため、お客さまが被災印刷所に対して代金返還などの請求権を有する場合、当社が提供した代替印刷物の通常の価格を限度に、当社にあらかじめ譲り渡すこと。（当社はこの権利を行使しません。）
- ・ 同じ原因（同じ注文）について、他の印刷所から代替印刷物の無償給付を受けていないこと。また、保険契約などで損害が填補されないこと。
- ・ 後日お客さまが被災印刷所から代金の返還を受けた場合など、二重払いの負担が生じないことになった場合は、当社に対しその旨を申し出て、当社が提供した代替印刷物の通常の代金を支払うこと。（後日被災印刷所から完成済みの印刷物を受領することは、代金の返還に含みません。）

(2) 代金の支払いを済まされていないが、後払いで代金を支払う契約をされている場合

以下の条件で、当社が提供可能な範囲において、印刷物を無料で提供します。

- ・ 2024 年 1 月 1 日までに被災印刷所への注文が済んでいること。
- ・ 法律または被災印刷所との契約によれば被災印刷所(側)への代金の支払義務を免れることが可能な場合でも、お客さまはその主張をしないこと。
- ・ お客さまは被災印刷所に対して、災害に起因する納品の遅延や不能などの苦情を一切申し立てないこと。
- ・ 納品が困難になった同じ注文について、他の印刷所から代替印刷物の無償給付を受けていないこ

と。また、保険契約などで損害が填補されないこと。

・お客さまが被災印刷所に代金を支払わなかった場合など、二重払いの負担が生じないことになった場合は、当社に対しその旨を申し出て、当社が提供した代替印刷物の通常の代金を支払うこと。

当社は、代替印刷物の無料提供を行った場合、後日被災印刷所にお客さまの氏名、印刷物の内容等の情報を通知することがあります。

虚偽の申し出により代替印刷物の無料提供を受けたことが判明した場合は、提供した印刷物の通常の代金と合わせ、これと同額の違約金を支払っていただきます。

今回の適用条件は情報が限られる中で当社が設定したものであり、今後嫌疑が生じた場合は、この取扱いの目的が代金の二重払いが生じるお客さまの保護と、被災印刷所の負担軽減であることに沿って、これを解釈するものとします。

(別紙)

代替印刷物の無料提供についての申出書

以下の欄に記入するほか、注文済みの内容のわかる資料を可能な限り添付してください。

1. 代金を被災印刷所に支払い済み。

・支払い済み金額 円

・支払い済みの日 年 月 日

2. 代金後払いの契約で被災印刷所に注文済み。

・支払予定の金額 円

「代金の二重払いが生じることを避けるための印刷物の無料提供について」に記載するところにより、上記の通り申し出ます。この申し出は事実と相違ありません。

年 月 日

お客さま氏名